

俱知安町複合拠点施設愛称選定委員会設置要綱

令和8年3月2日

俱知安町教育委員会要綱第1号

(設置)

第1条 俱知安町複合拠点施設の愛称について、厳正かつ公平に選定を行うため、俱知安町複合拠点施設愛称選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会が所掌する事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 愛称の選定に関すること。
- (2) その他愛称の選定に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、委員7名以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 社会教育課長
- (2) 中学校及び高等学校の生徒の代表
- (3) 俱知安スポーツ協会
- (4) 読み聞かせの会ぐりとぐら
- (5) 俱知安青年会議所
- (6) その他町長が必要と認めるもの

(委員長及び委員長代理)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、社会教育課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長は、委員長代理を指名することができる。
- 5 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、最初の会議は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者以外の者の出席を求め、必要な説明又は意見を聴くことができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 公募の一次選考及び促進活動を行うため、委員会に部会を置く。

- 2 部会は、町内の中学校又は高等学校に在学する生徒9名以内により結成し、部会長

及び部会長代理を置き、委員が互選する。

3 部会長及び部会長代理は、委員会の委員となる。

(謝金)

第7条 町長は、会議に出席した委員のうち、町長が必要と認める委員に対して予算の範囲内で謝金を支給することができる。

2 前項の謝金は、日額5,500円とする。ただし、従事した時間が2時間以内の場合にあっては、3,000円とする。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、社会教育課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月2日から施行し、愛称が決定する日をもって効力を失う。